

<番号順に折ってください>



4118790

87



料金受取人払郵便  
三島郵便局承認  
87  
差出有効期間  
平成30年12月  
31日まで  
(切手を貼らずに)  
(お出しください)

(受取人)

三島市北田町4番47号

**三島市役所**

企画戦略部広報広聴課  
市民生活相談センター行



③やまおり

さしこ

4111□□□□

氏名	住所
	三島市

②やまおり

のりづけ

①やまおり

さしこ

情報

ご確認ください

平成 30 年度介護保険料と各種軽減制度について

65 歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の収入、被保険者本人および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基づき介護保険料を決定します。

※土地建物の譲渡所得がある人は、特別控除後の所得が保険料算定の指標となります。

※平成 30 年度介護保険料の決定通知は、7月中旬の発送予定です。

■支払方法

①年金額が年額 18 万円以上の方は、特別徴収（年金からの引き落とし）

②年金額が年額 18 万円未満の方、年度途中で 65 歳に達した人、転入した人は普通徴収（納付書での支払い）

※口座振替での納付（普通徴収の方のみ）を希望する場合は、市内の金融機関・郵便局へお申込みください。

介護保険料の減額について

世帯の生計を主として維持する者の収入が失業などにより著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入、預貯金が 100 万円未満であるなどの要件に該当する人はご相談ください。

介護保険の利用方法について

介護サービスを利用するためには、要介護などの認定を受ける必要があります。介護が必要になった場合は、市へ申請をお願いします。

対 ▶ 65 歳以上の人 ▶ 40 ~ 64 歳の特定疾病の人

介護保険料について

介護保険は、認知症や身体機能の低下などによって介護が必要と認定された人が、介護給付の範囲内で、介護や介助・機能訓練などのサービスを受けられる制度です。皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を支える大切な財源です。

利用料や食費・居住費（滞在費）の負担を軽減する制度

①介護保険施設における食費・居住費の負担減額

対 住民税非課税世帯で、資産などが一定の要件に該当する人

内 介護保険施設入所（短期入所を含む）における食費や居住費（滞在費）の負担額の減額

②社会福祉法人等利用者負担額の軽減

対 社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人など

内 利用料、食費・居住費（滞在費）が軽減されることがあります。

③介護保険居宅サービス等利用者負担額の助成

対 通所、訪問サービスなど、在宅のサービス（住宅改修、特定福祉用具販売を除く）を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入である人

内 月ごとの利用料から 3,000 円を差し引いた額の 2 分の 1 に相当する額を助成

■注意事項

判定に用いる収入は、親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含まれます。借家などの不動産収入がある場合には、別途収入を算出し資産保有にも制限があります。

※ 40 歳～ 64 歳の人の介護保険料

加入している医療保険（健康保険）に医療保険分と合わせて納付します。医療保険によって保険料の金額や納付方法が異なりますのでご注意ください。

▶▶▶ 問合せ 介護保険課 ☎ 983・2607 ◀◀◀